

埼玉県社会福祉大会の知事表彰におけるさいたま市候補者の取扱い

さいたま市に係る候補者については、さいたま市長表彰の対象となるため、原則として知事表彰は行いません。

つきましては、知事表彰とさいたま市長表彰の推薦の重複を防止するため、表彰区分ごとに下記のと通りの取扱いとします。

記

○推薦の区分

表彰

1 民生委員・児童委員

候補者の住所地で区分する。

2 社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者

候補者の所属する施設、団体等の所管により区分する。

3 社会福祉施設又は社会福祉団体

当該施設及び団体の所管により区分する。（上記2と同様）

4 介護老人保健施設職員

候補者の所属する施設の所管により区分する。

5 ボランティア

候補者の活動地域で区分する。

※さいたま市長表彰の候補者のうち、活動地域が他市町村にまたがるものに関しては、県知事表彰の対象とする。

6 共同募金活動奉仕者

候補者の活動地域で区分する。

7 社会福祉事業特別協助者

寄附の受入先により区分する。

※さいたま市に限らず広範囲に及ぶ寄附に関しては、県知事表彰の対象とする。

8 自立生活障害者

候補者の住所地で区分する。

9 保護司

候補者の住所地で区分する。

10 里親

候補者の住所地で区分する。

感謝状

社会福祉事業協助者

寄附の受入先により区分する。

※さいたま市に限らず広範囲に及ぶ寄附に関しては、県知事感謝状の対象とする。